

『バーナビー・ラッジ』にみる国家の姿

The State in *Barnaby Rudge*

藤井 晶宏

Akihiro FUJII

ディケンズの数少ない歴史小説の一つ『バーナビー・ラッジ』は、18 世紀末のゴードン騒動を描いた小説として知られている。ゴードン騒動とは、1780 年に「カトリック反対」を旗印にしたプロテスタント連盟の指導者ジョージ・ゴードン卿の扇動により、多くのロンドン市民が巻き込まれるように加わっていき、最終的には市民の死者が数百人を超えたという約一週間に及ぶ暴動のことだ。

ただし小説は、前半の三分の一まではゴードン騒動とは無関係であり、幾組かの抑圧する権威的な父親とその息子の関係、家同士の確執、或いは昔の殺人事件をめぐる人物たちなどを中心に展開している。ゴードン騒動に関する描写が小説の中心を占めるようになるのは、ゴードン卿が第 35 章に登場してからだ。反カトリックの運動を繰り広げるゴードン卿一行はこのとき、サフォーク州からロンドンに向かう途中であり、それまで多くの群衆を熱狂させてきたことが語られる。その後は反カトリックの運動とそれに関わる人たちを中心に話が展開し、後日カトリック救済法の廃止を求めて、ゴードン卿たちが多くの群衆を引き連れ議会へ行進していく場面が続く、その後に強烈な印象を与える暴動の描写が続くことになる。

ゴードン卿たちが廃止を求めたカトリック救済法とは、その二年前の 1778 年に成立したもので、それまでカトリックの司祭がその子弟にカトリックの教育を行なえば死ぬまで監獄に入れられるとか、カトリック教徒が土地を買ったり相続した場合に無効とされる等の不利益を改めることを目的としたものだった。¹ 結局、カトリック救済法廃止の請願が議会に拒否され、これに納得できないゴードン卿が議会前に集まった群衆を煽る演説を行ったことをきっかけに、その夜群衆がカトリックの教会を襲撃し、一週間に及ぶ暴動が始まるこ

とになる。それ以前からゴードン卿の秘書ガシュフォードが画策していたということもあり、その後は一般庶民をも巻き込んで、「カトリック反対」(‘No Popery! Lord George! Down with the Papists’ (269)) を旗印にしながらも、実際には盲目的な破壊のための破壊へと突き進んでいったのだ。

ディケンズ自身は、反カトリック運動を扇動する側される側の双方に最初から批判的だった。扇動する側のゴードン卿は、群衆に向かって「我々は成功しなければならない」という決起を促すようなことを言う一方で、「神が我々の努力を祝福してくれるだろう」とか、「国王は我々の願いをかなえてくれるだろう」といった、議会を超えて力を揮うことが可能な他の権威に頼る発言をしていて、その態度も発言の内容同様、子供じみていて優柔不断ではっきりしなかったとディケンズに評されている (376)。

一方、議会の外に集まってゴードン卿の演説を聞いていた群衆に対して、ディケンズは「ロンドンのくずとカス」(the very scum and refuse of London (374)) と呼ぶなど否定的だ。結局彼らは「反カトリック」を契機に暴力を解放したに過ぎず、初めからゴードン卿の意図を遂行する集団ではなかった。それはのちに暴徒を先導することになる馬丁のヒューと絞首刑執行人デニスが、暴動以前に次のような会話を交わしていたことから明らかだ。

‘No Popery, brother!’ cried the hangman.

‘No Property, brother!’ responded Hugh.

‘Popery, Popery,’ said the secretary[Gashford] with his usual mildness.

‘It’s all the same!’ cried Dennis. ‘It’s all right. Down with him, Master Gashford. Down with everybody, down with everything!’ (288)

‘No Popery’ が ‘No Property’ に、‘Down with the Papists’ が ‘Down with everything’ へと簡単にすりかわってしまい、彼らにとって両者は同じことなのだ。

一旦解放されてしまった暴力は、圧倒的な勢いでロンドンを席捲し、もはや誰かに止めることができるものではなかった。暴徒がニューゲイト監獄を襲撃したとき、その鍵を開けるように群衆に迫られても頑として応じなかったゲイブリエル・ヴァーデン（ディケンズは最初彼を主人公にすることを考えていて、彼の名を小説のタイトルにしようとしていた）や、かつての恋人を群衆から救い出したエドワード・チェスターやジョー・ウィレットの英雄的な行為は、確かに印象には残るものの、群衆の暴力を止めるという点で全く無力であることにはかわりはない。後でも触れるように、最終的には国が軍隊に武力行使をすることを認めて、暴動はようやく鎮圧される。この小説を普通に読む限り、軍隊

の武力による暴動鎮圧は当然かつ正当な行為に見える。

その理由の一つは暴徒の暴力が常軌を逸していることだろう。ディケンズは当初、ベドラム精神病院から出てきた男たちによって暴徒が率いられるという設定を考えていたことが知られているが、² この事実が暗示しているように、ディケンズが描く彼らの暴力は一種の狂気を帯びていた。結局そのアイデアはあきらめたようだが、ベドラム精神病院の患者と暴徒との親近性はディケンズの頭から離れなかったようで、ある箇所では暴徒たちがベドラムから出てきた男たちと比較されているし (If Bedlam gates had been flung open wide, there would not have issued forth such maniacs as the frenzy of that night had made. There were men there, who danced and trampled on the beds of flowers as though they trod down human enemies, and wrenched them from the stalks, like savages who twisted human necks. (423))、それ以外にも、暴徒と狂気を関連させる描写は多い。確かに、暴動が狂気を帯びればそれだけ鎮圧されるべき暴力ということになり、鎮圧する軍隊の武力行使に正当性を与えていくことになる。しかし、正気か狂気かというのは実は大した問題ではない。後でも触れるように、軍隊の武力行使の正当性はそうしたことを根拠にしているわけではないからだ。

筆者が注目するのは、実際に暴動を鎮圧できたのが軍隊だけだったという事実だ。軍の武力行使は国家の意思を体现しているから、その意味で国家のみが群衆の暴力を上まわる暴力を行使できたということになる。これは決して偶然生じた事態ではなく、国家にとって根本的な問題に関わっている。国家という存在にとって、強力な暴力を行使し得ることは、非常に重要な要素だからだ。³ 仮にそのことを意識しなくとも、軍隊が暴徒を鎮圧することに対して当然だとか正当だという感覚を抱くとすれば、こうした国家観と無関係ではあり得ない。この論では、こうした暴動に対する国家の対応に注目することで、この小説において国家がどのような姿をみせているかを考察したい。

* * *

自分の家が迫り来る暴徒の標的となっていたカトリック教徒のワイン商人は、暴動に対して何ら防衛手段を講じようとしなない何人もの治安判事やロンドン市長に苛立って (ロンドン市長の対応の悪さが暴動を激化させてしまったことは事実だ)、市長と次のようなやりとりをしている。

‘[W]hat am I to do? Am I a citizen of England? Am I to have the benefit of the laws? Am I to have any return for the King’s taxes?’

‘I don’t know, I am sure,’ said the Lord Mayor; ‘what a pity it is you’re a Catholic! Why couldn’t you be a Protestant, and then you wouldn’t have got yourself into such a mess?’ (467)

ワイン商人がカトリックであることを理由に、何もせずにすませようとする市長の怠慢についてはひとまず置いておくとして、ワイン商人の発言に注目しよう。彼が求めているのは国家の庇護であり、税金の対価として、彼はそれを受ける当然の権利があると主張している。ここには、国民が各自で強力な武力を蓄えたり、暴力を勝手に行行使することができない以上、国家が国民を守るべきだという国家観がうかがえる。

ここで連想するのは、マックス・ウェーバーが国家を「正当な物理的暴力行使の独占（実効的に）要求する人間共同体である」と定義し、「国家の側で許容した範囲内でしか、物理的暴力行使の権利が認められないということ」つまり「国家が暴力行使への〈権利〉の唯一の源泉」だと述べていることだ。⁴ マイロン・マグネットもディケンズとウェーバーのこうした考えとの親近性に言及しているが、⁵『バーナビー・ラッジ』の場合、明らかに国家の許容しない暴力を行使しているのは暴徒であり、それに対抗する軍隊の武力行使は、国家が見せた正当な暴力行使の唯一の権利の主張だったということが出来る。しかしここで整理しておかなければいけない問題は、なぜ軍隊の武力行使が「正当な」物理的暴力の行使になるのかということだ。繰り返しになるが、それは破壊を繰り返す暴徒が狂気をはらんでいるのに対して、軍隊がそうでないからではなく、全く別の問題だ。

ウェーバーは正当性の根拠の型として三つの型を挙げている。つまり「伝統的支配」「カリスマ的支配」「合法性による支配」の三つ。ただし現実にはこうした純粋な型では見つからず、これらは複雑に変容したり結合したりしているという。⁶ここに目的の道徳的、倫理的正しさという側面が入っていないが、無論それはあってはいけないということではなく、ある方が望ましいに違いはないにしても、正当性を構成するのに絶対に必要な条件ではないということになる。こうしたことを踏まえて『バーナビー・ラッジ』を見てみると、まだ軍隊が武力行使をしていない段階で二人の兵士が交わしている会話は、軍隊が武力を行使する正当性を成り立たせるものについて示唆に富んでいることがわかる。

‘Call me out to stop these riots—give me the needful authority, and half-a-dozen rounds of ball cartridge—’

‘Ay!’ said the other voice. ‘That’s all very well, but they won’t give the needful authority. If the magistrate won’t give the word, what’s the officer to do?’ (444)

一人目の兵士が言っていることは一言で言えば、必要な権威（権限）と弾薬があれば、暴動を止められるということだ。弾薬は、暴動鎮圧のために物理的に強い力を持つ必要があることを示していてわかりやすいが、興味深いのはもう一方の権威（権限）だ。二人目の兵士が言うように、その権威（権限）とは「言葉（word）」に過ぎないけれど、それが無い限り正当性を成り立たせることができず、将校は何もできないのだ。この場合、必要な権威（権限）を与える治安判事なりロンドン市長なりの個人的な資質は問題ではない（現に、治安判事も市長も迅速に対応する能力を欠いていて、ふさわしい資質を備えているとはいえない）。権威（権限）は制度に組み込まれていて、武力行使の容認という内容さえあれば、言葉として発せられることで正当な力を持つようにできている。その正当性の根拠は、先ほどのウェーバーの分類に従えば、その内容を「制定法規の妥当性に対する信念と、合理的につくられた規則に依拠した客観的な〈権限〉とに基づいた支配」と説明している、「合法性による支配」に近いといえるだろうか？

結局彼らが必要とする権威を得て、「正当な」武力の行使が可能になる瞬間は、以下のときだった。確かに実際に与えられる権威は声明 (proclamation)、つまり言葉にすぎなかった。

At last, at seven o’clock in the evening, the Privy Council issued a solemn proclamation that it was now necessary to employ the military, and that the officers had most direct and effectual orders, by an immediate exertion of their utmost force, to repress the disturbances; and warning all good subjects of the King to keep themselves, their servants, and apprentices, within doors that night. There was then delivered out to every soldier on duty, thirty-six rounds of powder and ball; the drums beat; and the whole force was under arms at sunset. (515)

国王の近くに位置する枢密院が声明を出して、暴動を鎮める手段として武力の行使を認め、国王の臣民は外出を制限するよう要請される。その声明に続いて、それまでほとんど機能していなかったロンドン・シティが機能し始める (The City authorities, stimulated by these vigorous measures, held a Common Council; (515))。さらには、ロンドンの様々な場所で兵士ではない人も武装し配置につ

くなどして、またたく間に臨戦態勢が整い、破壊の限りを尽くしながら近づいてくる暴徒を待ち受けることになる。これはまさに、必要な権威を得て、国家のシステムが機能し始めていることを示していた。

These arrangements being all made simultaneously, or nearly so, were completed by the time it got dark; and then the streets were comparatively clear, and were guarded at all the great corners and chief avenues by the troop. [...] More chains were drawn across such of the thoroughfares as were of a nature to favour the approach of a great crowd, and at each of these points a considerable force was stationed. (515)

間もなくロンドン中を火の海にしながら押し寄せてきた暴徒に、兵士たちの発砲する銃声が響き渡り、多くの通りは戦場と化すことになる。市内は混乱を極めるが、声明が出された水曜日の翌々日の金曜日には暴動をほぼ鎮圧することで、軍はその強力な力を証明してみせた。しかし国家の暴力は暴徒の破壊行為を止めただけでなく、すぐに次の段階に移っていくことになる。しかもそれは、強い武力を前提にしてのみ可能なことだった。

* * *

軍隊は強い武力 (strong military force (558)) でロンドンの秩序を回復すると、次は、暴徒たちを容赦なく (with unrelenting vigour (558)) 探し出し拘束するという「暴力」を行使し始める。しかし 200 人以上の暴徒を射殺するの、100 人以上の暴徒を拘束するの (Upwards of two hundred had been shot dead in the streets [...]. A hundred were already in custody, and more were taken every hour. (558))、国家による一連の「正当な暴力」の行使なのだ。勿論、この行為は合法的なものだ。合法であることは、その行為が「暴力」であることと矛盾しない。ベンヤミンによると、むしろ法は「暴力を独占しようとする」という。さらに、ベンヤミンは「法の手中にはない暴力は、それが追求するかもしれぬ目的によってではなく、それが法の枠外に存在すること自体によって、いつでも法をおびやかす」ために、法はその目的を守るためではなく、法そのものを守るために、法の外にある暴力を取り締まらなければならないという。⁸

では何故国家の暴力は法の中にあり、法を脅かすことがないのかといえば、その法がそもそも暴力行使の独占を要求する国家によって定められたからだ、ということになる。つまり合法性というものは、国家がみずからの暴力の優位

性に基づいて法を措定し、「みずからを合法的だと規定しながら、他の暴力を違法なものとして取り締まる」という「自己準拠的な構造」によってはじめて確立されるからだという。⁹ みずからの存在を支える根拠をみずから生み出すという自己準拠的な構造といえは、‘the authority erected by society for its own preservation’ という語句を連想しないだろうか (387)。

ここで、国家が自ら作った根拠によって合法とされた暴力、それも「暴力が法秩序のなかに現出するときの最高の形態である生死を左右する暴力」とベンヤミンが呼んだ、死刑について考えることは理にかなっているだろう。¹⁰ 『バーナビー・ラッジ』には、絞首刑執行人のデニスという脇役ながら興味深い人物が登場していて、死刑と法について考えるのに格好の材料を提供してくれている。

彼は死刑という国家によって合法とされた「暴力」を行使することを仕事にしている、その立場を守ることが全ての行動の基準になっているような男だ。あまりにもそれが一貫しているため、ディケンズ的にユーモラスでもあるのだが、それが暴徒によるニューゲイト監獄襲撃という小説のクライマックスに実に印象的な形で現われていて、単にユーモラスとして片付けられない存在になっている。

彼は暴徒の一人として積極的にニューゲイトの襲撃に参加するが、そこに閉じ込められていた死刑囚を解放することにだけは反対する。他の囚人はともかく、その翌々日の木曜日に死刑になる予定の四人の死刑囚だけは、自分の手で死刑になるべきだと考えているのだ。死刑囚も含めて全ての囚人を解放しようとする仲間のヒューに抵抗して、デニスを持ち出すのが「合法性」という正当性だ (‘Don’t you respect the law—the consitootion—nothing?’ (503))。しかしデニスの ‘constitootion’ とは、一言で言えば絞首刑の執行のことであり、彼にとっては絞首刑が法そのものなのだ (もっともベンヤミンが言うように、死刑が、暴力という「法の根源が代表的に実体化され」たものだとすれば、彼の絞首刑重視は必ずしも外的外れではないのかもしれない)。¹¹ 法を犯すものが国家の敵であるように、彼の ‘constitootion’ を侵害するものはすべて彼の敵なのだ。そのことを証明するようにデニスは、ニューゲイトで彼に逆らって死刑囚まで解放したヒューとその仲間たちを、群衆を鎮圧するためにいた兵士、つまりそれまで敵だった兵士に引き渡してしまう。ところが、そのときに逃げ出そうとしたスタッグを兵士が射殺すると、今度デニスはその兵士に怒りを向ける。理由はここでも ‘constitootion’ の侵害だ。

‘Look at this man. Do you call *this* consitootional? Do you see him shot

through and through instead of being worked off like a Briton? Damme, if I know which party to side with. You're as bad as the other. What's to become of the country if the military power's to go superseding the civilians in this way? Where's this poor feller-creetur's rights as a citizen, that he didn't have *me* in his last moments!' (535)

死刑を絞首刑にしてもらうことが国民の権利だと主張するかのようなこの場面のデニス、グロテスクでさえあるとっていいだろう。いずれにしてもここで明らかなのは、‘constitootional’であること、つまり絞首刑のみを認め、いかなる形であれそれを侵害するものを敵視するという彼の態度であり、さらに‘constitootion’を守ることが国のためになるという彼の発想だ。この発想は彼に一貫したもので、彼は暴動がまだ始まる前にゴードン卿一行と会って自分の考えを述べたときにも、同様の発言をしていた。異なっているのは、この段階ではまだ‘constitootion’を侵害する恐れのあるものが、カトリックに限られていたことだ。

‘If these Papists gets into power, and begins to boil and roast instead of hang, what becomes of my work! If they touch my work that's a part of so many laws, what becomes of the laws in general, what becomes of the religion, what becomes of the country!’ (284–85)

デニスの知識の正確さに関してはともかく、ここで確認しておきたいのは彼の絞首刑執行 = ‘constitootion’の重視こそが、反カトリック（プロテスタント）の英国と一体だということだ。彼は別の箇所では絞首刑という仕事を‘Protestant, constitutional, English work’とも呼んでいた(284)。

これをデニスだけのユニークな発言とってすませられないのは、絞首刑はともかく、反カトリックと英国人の結びつきが彼独自の思い付きではなく、多くの人に共有されたものだったからだ。つまりそこでデニスは、国家とは異なる、もっと同質な人間たちによって構成される共同体に属しているのだ。歴史的事実としても、プロテスタントであることが英国国民としてのアイデンティティを形成するのに大きな役割を果たしたように、¹² デニスはその共同体の一員としてのアイデンティティを手に入れていた。その共同体とは、暴動の首謀者ゴードン卿がカトリックを非難するときに‘un-English Papist’と呼ぶことを可能にし(270)、各地で多くの人を集めて演説をしては人々を熱狂させ、一つの反カトリックの大きな勢いを生み出す(roll with a noise like thunder (270))ことを可能にしたのと同じものだ。暴動は、プロテスタントの英国人という以外、

本来は全く無関係で多様な人たちが、ゴードン卿という一つの対象を共有することによって（彼がロンドンにやってきたときには、多くの人が彼の顔を知っていた（281））、一つの行動をとるに至るまで結びついた結果だった。

絞首刑の執行 = ‘constitootion’ を何より重視するデニスが、同時にこのプロテスタントの英国人としての一体感を共有できたということは、我々にあることを気づかせてくれる。つまり、プロテスタントの英国人という条件は暴徒たちのみにあてはまるものではなく、彼らと対立することになる国家の権力を行使する側の人間、例えば国王やロンドン市長にも当てはまるということだ。ゴードン卿が請願を議会に拒否されたときに、国王に自分たちの共同体の利害を代表させようとして、国王ならば自分たちの願いをかなえてくれると言ったのも理由のないことではなかったのだ。また、ロンドン市長や治安判事が暴動に対して対応が遅れたのも、基本的に彼らが暴徒と共通の基盤の上に立っていたことと関係があると考えられないことはない。上で既に引用したが、市長がワイン商人に向かって言った ‘[W]hat a pity it is you’re a Catholic! Why couldn’t you be a Protestant [...]?’ という、プロテスタントでないことに責任があるかのような言葉は、ワイン商人のみがその共同体から締め出されていたことを暗示していないだろうか。あえて乱暴な言い方をすれば、暴徒と権力側は潜在的に共犯関係にあったということだ。

ここで改めて考えたいのは、暴徒によるニューゲイト襲撃の意味だ。小説全体のクライマックスとしても印象的な大事件であるこの襲撃は、今までたどってきた文脈に従うと、この潜在的な共犯関係を壊すという点で大きな意味を持っていたことになる。マグネットのいうように、監獄が、それを通じて国家の力が直接に働く社会機関のひとつであるとするなら、¹³ 監獄を襲撃することは国家に対する直接の攻撃を意味することになる。それに応じるように翌日、枢密院が武力行使を認める声明を出したのは、それまで潜在的に同質なものとして認めていた暴徒を今後敵視するという意思を表明したものだと考えられる。

あらためてデニスに話を戻して考えてみると、彼はこうした国家のパロディとしてみえてこないだろうか。彼も元来は、プロテスタントの英国人として暴徒と同じ共同体に属する一人だった。ところが、暴徒がニューゲイトを襲撃し死刑囚を解放することで「法の一部」にふれたとき、彼と共同体との一体感は失われてしまった。以後、彼にとっても暴徒は敵でしかなかったのだ。

誤解のないように付け加えておかなければならないが、ディケンズはデニスに対しても法に対しても、決して肯定的ではない。この論の初めに、ディケンズが、ゴードン卿を初め暴徒たちに対して厳しい批評を加えていることに触れたが、それらを取り締まる法に対しても批判的だった。議会前に集まった群衆の大半が「ロンドンのくずとカス」と評されていたことは既に触れたが、実は何よりも法がこうした連中を増加させたとも書かれていた (the very scum and refuse of London, whose growth was fostered by bad criminal laws, bad prison regulations, and the worst conceivable police (374))。

暴動が鎮圧された後に、多くの人が死刑に、つまり合法的に命を奪われた。ディケンズは足の不自由な少年たちや、あわれな女性たちも死刑になったことを告げた後、こうした結果をもたらす法の不当性を暗示している (In a word, those who suffered as rioters were, for the most part, the weakest, meanest, and most miserable among them. (597))。さらに同じ頃よく見られた、死刑囚が刑場に送られていく幾つかのこうした光景についてこうも言っている。

[S]ome so moving in their nature, and so repulsive too, that they were far more calculated to awaken pity for the sufferers, than respect for that law whose strong arm seemed in more than one case to be as wantonly stretched forth now that all was safe, as it had been basely paralysed in time of danger. (597)

そうした中バーナビーにも死刑が宣告されていた。生まれつき精神的に未発達な彼は、昔からの仲間ヒューに誘われ何もわからないまま暴動に加わり、暴徒の先導をするなどの大活躍をしたためだ。ディケンズは、バーナビーに対する死刑判決が法の尊厳を確立するためであり、絞首台こそがその尊厳の象徴 (584) だったのだと皮肉をこめて述べている。一方それとは対照的に、死刑執行当日の朝のバーナビーの態度は高く評価していて、死刑囚の中で一人だけきちんと身支度を整えているさま（とはいっても、いつもの孔雀の羽を帽子にさしたり、ぼろぼろの服を着ているのだが）を ‘some lofty act of heroism’ だと表現している (593)。しかしそれと同時に、こうした彼の立派な態度が彼を救うことには全く役立たないと付け加えることも忘れない。

But all these things increased his[Barnaby's] guilt. They were mere assumptions. The law had declared it so, and so it must be. (593)

バーナビーを高く評価するほど、法のいかがわしさが際立ってくるが、いくらディケンズが法に対して皮肉であっても、法は、自らがそう判断した以上そうであるに違いないという論理を成り立たせてしまう力を持っている。合法性が、自己準拠的な構造の上に成立していること、そしてこの合法性の背後には、強力な国家が控えていることは既に述べた。

ところが、バーナビーだけは死刑を免れる。法の「強い腕」をのがれるのだ。きまぐれに伸びる「強い腕」であったにしても、それを逃れるにはそれにふさわしい方法が存在する。最後にそのことについて触れておかなければならない。

* * *

バーナビーの釈放は、彼を小さい頃から知っていたヴァーデンとヘアデルの尽力の結果だった。だが、その詳しい内容は我々に知らされることがない。我々にわかっているのは、この二人が様々な方面に手を尽くしたこと、裁判関係の人だけでなく皇太子から国王に対しても訴えたこと、それが最終的には国王の関心をひくことに成功し、その結果今度はその下の大臣との面会が行われ、その後わずか三、四時間後には釈放されたことだけだ (609)。興味をひかれるのは、二人の行なったことが、かつてゴードン卿がカトリック救済法の廃止を求めてそれに失敗したときに、議会を飛び越えるように国王の支持を期待したのと、形としてよく似ていることだ。つまり、この二つのケースでは、国王が法を超える力を持つことが共通の了解事項となっているのだ。法を無効にし得るその強い力を稼働させるかどうかは、国王の関心をひくかどうかにかかっている。何故国王がそのことに関心を持つかに関しては、偶然に依存しているのだが、その力そのものは国家というシステムの中であらかじめ国王に割り当てられている権力として存在している。

バーナビーが釈放されたとき多くの人はそれを喜び、救出に尽力したヴァーデンとともに国王と英国 (Old England) を万歳三唱で称えている。これは言うまでもなく、「正当な」ことを行なった国王と、「正当な」ことが行われる国としての英国を肯定する行為だ。バーナビー釈放の正当性に関しては、どこにもその根拠が示されていないが (といっても、それは読者にとって納得できないという意味ではない)、少なくとも合法性でないことは間違いない。むしろその正当性は、ディケンズが批判しているような多くの問題を抱える法を否定してその行為が為されたということにある、と言った方がいいかもしれない。しかし忘れてならないのは、国王の「正当な」判断が下されたあとも、武力や法で弾圧する国家が消滅したわけではないということだ。

暴動に関しては徹底的な弾圧に及び、主導者を含め多くの暴徒を死刑に迫いやるという、武力や法に基づいた国家としての側面と、法を無効にしてまでもバーナビーを救出するという「正当な」行為をする国王が体现する国家としての側面は決して別々のものではないし、矛盾なく統合されているわけでもない。軍や法が多くの人を死に追いやった後、バーナビー一人を救出することで、多くの人（おそらくディケンズや読者も含まれる）に国王の行為が称賛されるということは、国家というものがこれらの側面を適宜使い分けることによって生き延びていることを示しているように見える。最後に我々が目にするのは、暴動からこうして秩序を回復することによって、もっともしたたかに勝利をおさめた国家の姿だといえるだろう。¹⁴

注

- 1 ディケンズは小説の中でカトリック救済法のことを次のように書いている。

‘[A]n act for abolishing the penal laws against Roman Catholic priests, the penalty of perpetual imprisonment denounced against those who educated children in that persuasion, and the disqualification of all members of the Romish church to inherit real property in the United Kingdom by right of purchase or descent.’

Chales Dickens, *Barnaby Rudge*, Oxford Illustrated Dickens (1841; Oxford: Oxford University Press, 1961; 1987) 277. 以下、引用はすべてこの版を用い、頁数のみ示す。

- 2 John Butt, and Kathleen Tillotson, *Dickens at Work* (London: Methuen, 1957) 79.
- 3 萱野稔人は、後でこの論でも触れることになるマックス・ウェーバーによる国家の定義に言及しながら、国家が国家として機能するためには、「起こりうる不当な暴力よりも強大な暴力」が蓄積されていなければならないこと、また、国家とは「社会のなかでもっとも強力な暴力を行使できる」存在であると述べている。萱野稔人、『国家とはなにか』（以文社、2005）13.
- 4 マックス・ヴェーバー・『職業としての政治』脇圭平訳・岩波文庫（岩波書店、2005）9-10.
- 5 Myron Magnet, *Dickens and the Social Order* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1985) 150.
- 6 ヴェーバー 11-12.
- 7 ヴェーバー 11.
- 8 ヴァルター・ベンヤミン・『暴力批判論』『暴力批判論』野村修編訳・岩波文庫（岩波書店、1999）35. 萱野 28-29.

- 9 萱野 29.
- 10 ベンヤミン 42-43.
- 11 マグネットは 'For Dennis, hanging [...] is the constitution. The gallows...are not just an instrument of the constitution: they are the *whole* constitution.' と述べている (164). ベンヤミン 43.
- 12 Linda Colley, *Britons: Forging the Nation 1707-1837* (New Haven: Yale University Press, 1992) 18. また 18 世紀の英国のカトリック教徒について、コリーは 'in law [...] they [Catholics] were treated as potential traitors, as un-British' とも述べている (19).
- 13 Magnet 115.
- 14 この論はあくまで、『バーナビー・ラッジ』にみる国家の姿を考察したものであり、必ずしもディケンズの国家観を論じたものではない。彼が国家というものに対してどのような考え方をしていたかについては、こうした考察を踏まえながら改めて考えてみる必要があることは言うまでもない。